

平成 28 年 9 月 1 日

事 業 主 様

さいたま市大宮区櫛引町1-3

埼玉機械工業厚生年金基金

理 事 長 飯 野 耕 司

算定基礎届決定通知書の送付について

平素より、当厚生年金基金の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、加入員月額算定基礎届の決定通知書を送付いたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

今回の決定通知書の報酬標準給与月額は平成 28 年 9 月 1 日からの適用となりますので、掛金につきましては、平成 28 年 10 月に支給する給与から変更となります。

※ただし、「当月控除」をおこなっている事業所様におかれましては、9 月に支給する給与から変更となります。

本年も以下の点にご注意ください。

1. 日本年金機構より送付されました、月額算定基礎届の決定通知書に記載されている標準報酬月額(等級)と一致しているかご確認ください。
2. 氏名・生年月日・加入員番号・報酬月額等級等、届出と本通知書とで相違がある場合には、大変お手数ですが当基金までご連絡をお願いいたします。
3. 本通知書は、月額算定基礎届の受付期間中に提出された書類等に基づいて決定しております。届出受付後の訂正及び取得・喪失・改定等は、各届出書類の確認通知をもって処理させていただきます。

ご不明点等ございましたら基金事務局までお問合せください。

埼玉機械工業厚生年金基金

Tel 048-652-1260 / Fax 048-651-2855

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区櫛引町 1 丁目 3 番地

<http://www.nenkin-kikin.jp/saiki/>